

仕 様 書

供給者は以下の仕様に基づき、供給すべき物品（以下「医薬品」という。）を国立大学法人大阪大学医学部附属病院及び歯学部附属病院に納入するものとする。

（仕様）

1. 医薬品の供給者は医薬品販売許可を受けているものとする。
2. 医薬品の納入期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとする。
3. 一回に納入する医薬品は原則として製造番号が同一、かつ、前回納入分の製造番号と同一もしくは更新しているものを納入するものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
4. 本学担当教職員の求めに応じ、医薬品の製造業者の出荷証明書及び自家試験成績書を遅滞なく提出するものとする。
5. 納入する医薬品は原則として、製造後1年以内のもの（有効期限1年以内のものは、製造後6ヶ月以内のもの）であるものとする。ただし、これによりがたい場合は、事前に書面を提出し、本学担当教職員の承認を得た後、納入するものとする。
6. 医薬品の納入については、本学担当教職員が指定する期日及び時間を厳守するものとし、定期発注（午後5時までに発注）は、翌日（翌日が土日祝日の場合はその翌日）の午前8時30分から午前11時までに納入するものとする。また、緊急発注（土日祝日、夜間も含む）は、原則発注から2時間以内に納入するものとする。但し、本学担当教職員が認める場合はその限りではない。
7. 納入済みの医薬品について、製造業者から回収、自主回収の情報が発生すれば速やかに本学担当教職員に伝え、該当の製造番号医薬品が納入されているか等、適切（速やかに代替製造番号医薬品に交換）に対応するものとする。
8. その他詳細は、本学担当職員との協議によるものとする。